



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年4月10日（金） 第10387号

目次

| | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課） | 2 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水環境課） | 3 |
| ○同 | 3 |
| 公 告 | |
| ○土地改良事業の工事の完了（農村整備課） | 4 |
| ○都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課） | 4 |
| ○道路の指定（建築課） | 4 |
| 入 札 公 告 | |
| ○一般競争入札の実施（病院局経営戦略課） | 5 |

■ 告 示

◎群馬県告示第128号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 館林市及び邑楽郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 (1) 定期検査を行う日時及び場所（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施する定期検査（以下「所在場所検査」という。）を除く。）

| 実施 期 日 | 実 施 時 間 | 実 施 場 所 |
|-----------|-----------------------|---------------------|
| 令和8年5月13日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | J A邑楽館林 板倉カントリー |
| 令和8年5月14日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | 明和町役場 車庫 |
| 令和8年5月15日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | J A邑楽館林 千代田支所 |
| 令和8年5月18日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | 大泉町公民館ホール |
| 令和8年5月19日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | 大泉町公民館ホール |
| 令和8年5月21日 | 午前10時～正午 | 邑楽町共同福祉施設 |
| 令和8年5月21日 | 午後1時～午後3時 | J A邑楽館林 西邑楽野菜集荷センター |
| 令和8年5月27日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | J A邑楽館林 多々良支所 |
| 令和8年5月28日 | 午後1時～午後3時 | 館林市 赤羽公民館 |
| 令和8年6月1日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |
| 令和8年6月2日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |
| 令和8年6月3日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |
| 令和8年6月4日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |
| 令和8年6月5日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |
| 令和8年7月3日 | 午前10時～正午 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |

備考

- (1) 一般社団法人群馬県計量協会で検査を希望する受検者は事前連絡の上、対象となる特定計量器を持ち込むこと。
- (2) 計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。
- (2) 所在場所検査を行う日時、場所等
 - ア 特定計量器の所在の場所で検査を希望する受検者は、一般社団法人群馬県計量協会に検査を希望する日時及び場所を連絡し調整すること。
 - イ 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号に該当する場合を除き、受検者は、事前に、特定計量器検定検査規則第39条第2項に規定する様式第13による申請書を群馬県計量検定所に提出すること。
- 4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、桐生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 桐生市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 桐生都市計画下水道事業 桐生公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和34年10月1日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、みどり都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 みどり市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 みどり都市計画下水道事業 みどり公共下水道
- 3 事業施行期間 平成4年9月25日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 汚水
 - ア 収用の部分 なし
 - イ 使用の部分 平成4年群馬県告示第834号、平成4年群馬県告示第717号、平成10年群馬県告示第

134号、平成10年群馬県告示第224号、平成12年群馬県告示第41号、平成13年群馬県告示第98号、平成18年群馬県告示第89号、平成18年群馬県告示第90号、平成23年群馬県告示第147号、平成28年群馬県告示第132号及び令和3年群馬県告示第146号、令和5年群馬県告示第122号の事業地を次のとおり変更する。

笠懸町阿左美の一部を追加する。

(2) 雨水

- ア 収用の部分 なし
- イ 使用の部分 変更なし

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

令和8年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良事業の名称 | 地 区 名 | 工事完了年月日 |
|--------------|-------|-----------|
| 県営農村地域防災減災事業 | 北ろく赤谷 | 令和8年3月26日 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桐生都市計画下水道（桐生公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画下水道 桐生公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年1月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び桐生市水道局下水道課

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和8年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

| 番号 | 指定に係る道路の種類 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員メートル | 指定番号 指定年月日 |
|----|------------|------------|--------------------|---------------|
| | | | | |

| | | | | |
|---|--------------------|---|----------------------|-----------------------------|
| 1 | 法第42条第1項第4号に規定する道路 | 藤岡市岡之郷字清水736-5の一部、737-6の一部、737-7、737-5、741-2の一部、戸崎628-6、628-7、628-8、628-9、627-3、627-4、626-10、626-2の一部、清水587-2の一部、738-5、738-7、738-6、戸崎740-11、740-10、608-3の一部、607-2の一部、607-4、607-3の一部、605-2の一部、604-8の一部、604-10、604-12、601-3、603-1の一部、603-5、602-4、600-2の一部、599-7、599-5、598-4、586-2の一部、557-2の一部、558-10、557-8の一部、559-9の一部、557-4の一部、557-9の一部、558-8の一部、559-2の一部、高木359-5の一部、359-6の一部、360-3の一部、360-5、363-5 | 延長504.00 幅員 16.00 | 群馬県指令高土第886-1号 令和8年3月26日 |
|---|--------------------|---|----------------------|-----------------------------|

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

| 購入物品 | 予定数量 | 納 入 場 所 |
|------------|-----------------|---|
| A重油JIS1種1号 | 410,000 リットル | 群馬県立心臓血管センター 前橋市亀泉町甲3番地12 群馬県立がんセンター 太田市高林西町617番地1 群馬県立精神医療センター 伊勢崎市国定町二丁目2374 群馬県立小児医療センター 渋川市北橋町下箱田779 |

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約方法 単価契約
- (4) 契約期間 令和8年6月1日（月）から令和8年8月31日（月）まで
- (5) 入札方法 上記(1)の件名における1リットル当たりの単価（小数第2位まで記載すること。）に対し入札に付する。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、群馬県病院局が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県病院局経営戦略課財務係 担当：田中 電話027-226-2713（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和8年4月10日（金）から同年5月12日（火）まで。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年5月19日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和8年5月12日（火）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「A重油一般競争入札の審査資格書類在中」と朱書きすること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年5月26日（火）午前10時 群馬県庁14階141会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月25日（月）午後4時まで上記(1)の場所に群馬県病院局経営戦略課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「A重油一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時時点で、規程第123条の規定に該当する者は、免除する。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者のうち、最低価格入札者を落札者とする。
- なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture.
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Low Sulfur A Fuel Oil (JIS Class 1 No.1): 410,000L
- (3) Bidding deadline: May 26, 2026 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by May 25, 2026 at 4:00 p.m.)
- (4) For further details, please contact: Strategy and Management Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2713 (Japanese language only)